

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成26年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区分	H26	H25	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率	—	—	15.00%	20.00%
	連結実質赤字比率	—	—	20.00%	30.00%
	実質公債費比率	10.5%	11.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	62.7%	68.2%	350.0%	(基準なし)	
資金不足比率	区分	H26	H25	経営健全化基準	備考
	水道特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	公共下水道事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	合併浄化槽事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

※資金不足比率がない会計は「—（該当なし）」で表示しています。

平成27年 秋の火災予防運動週間

【期間】 11月1日（日）～11月7日（土）

【防火標語】 「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

《期間中の主な行事》

- サイレン吹鳴（期間中1日2回）
【藤里町役場、藤里町消防団】
午前7時（30秒2回）、午後9時（30秒2回）
- 藤里町消防団秋季訓練
【藤里町消防団、二ツ井消防署藤里分署】
〔日時〕 11月1日（日）午前9時頃（予定）
〔場所〕 藤里町消防団第5分団管轄区域内（上坊中地区）
- 高齢者一人暮らし住宅防火訪問
【藤里町社会福祉協議会、二ツ井消防署藤里分署】
一人暮らし高齢者宅を訪問し、生活状況、健康状態を把握するとともに、消防署員が防火対策の助言等をさせていただきます。
- 消防団による警戒巡回
【藤里町消防団】
消防団車両が警鐘（カーンカーン）を吹鳴しながら、町内を巡回します。



2015年度全国統一防火ポスター

※上記ポスター画像につきましては、作成元の日本損害保険協会より使用許諾を頂いております。

http://www.sonpo.or.jp/news/release/2015/1509_05.html

【お問い合わせ先】 二ツ井消防署藤里分署 予防担当 ☎79-1119